第五期決算公告

平成二十四年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

流動資産	一一七
固定資産	
資産合計	一、四〇六
流動負債	一、五二三
固定負債	一七
負債合計	一、〇八八
社員資本	一、一〇四
資本金	四一九
利益剰余金	四〇六
純資産合計	一三
負債・純資産合計	四一九

損益計算書の要旨　単位・百万円

（自　平成二十三年四月一日　至　平成二十四年三月三十一日）

営業収益	一一七
営業費用	五七
営業利益	六〇
営業外費用	四七
経常利益	一三
税引前当期純利益	一三
法人税、住民税及び事業税	一
当期純利益	一三

平成二十五年六月二十一日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号

九州幸銀ビル特定目的会社

取締役　江口　秀人

第六期決算公告

平成二十五年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・百万円

流動資産	四七五
資産合計	四七五
流動負債	二二
負債合計	二二
社員資本	四五三
資本金	四〇六
利益剰余金	四七
純資産合計	四五三
負債・純資産合計	四七五

損益計算書の要旨　単位・百万円

（自　平成二十四年四月一日　至　平成二十五年三月三十一日）

営業収益	一一一
営業費用	七五
営業利益	三六
営業外費用	四六
経常損失	一〇
特別利益	五八
税引前当期純利益	四八
法人税、住民税及び事業税	一
当期純利益	四七

平成二十五年六月二十一日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号

九州幸銀ビル特定目的会社

取締役　江口　秀人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県気仙沼市波路上内沼九六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　畠山さだ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

岩手県大船渡市盛町字内ノ目四番地一槌屋ビル二階　弁護士法人岩手銀河法律事務所

大船渡事務所

相続財産管理人　弁護士　川見　哲一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市花見川区朝日ケ丘二丁目三三〇一番地、最後の住所福島県会津若松市一箕町松長三丁目一三番地の四〇　被相続人　亡　花田　俊宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

福島県会津若松市滝沢町三番一七号サトウコーポ二〇一

相続財産管理人　川島　康司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県取手市藤代一三五番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　原　晃代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

茨城県牛久市中央五―一三―一九こむろ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小室　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県真岡市下籠谷二四七一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　飯塚　易江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

茨城県筑西市甲九四〇番地三

相続財産管理人　司法書士　林　廣明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区赤塚六丁目八番、最後の住所埼玉県所沢市美原町三丁目二九五七番地の三アドバンス新所沢三〇六　被相続人　亡　村山　典弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　加藤　剛毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大飯郡おおい町大島第九〇号一一番地、最後の住所福井県大飯郡おおい町大島第八二号二〇番地四　被相続人　亡　内谷　正雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

福井県敦賀市三島町二丁目一二番一四号大和田第二ビル一階

相続財産管理人　弁護士　堺　啓輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県土岐市土岐津町高山一六七番地一、最後の住所岐阜県土岐市土岐津町土岐口九一四番地の三　被相続人　亡　濵田　和義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

事務所岐阜県多治見市宮前町二丁目四六番地　石垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小川　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市足高三五八番地一、最後の住所静岡県沼津市根古屋二五四番地の三　被相続人　亡　河東　治夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

静岡県沼津市御幸町二〇番二号御幸ビル四階　原田・山本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市駿河区手越原三三番地、最後の住所静岡県静岡市駿河区手越原三七番地　被相続人　亡　牧田　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十一日

事務所静岡県静岡市駿河区南町一四番二五号　エスパティオ七〇六号　あおば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　史浩